

障害者差別解消法

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月「障害者差別解消法」が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。

この法律では「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

この法律は何を目指していますか

障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることを目指しています

国と地方公共団体の責務は何ですか

障がいを理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施しなければなりません

国民の責務は何ですか

障がいを理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければなりません

「不当な差別的取り扱いの禁止」とは何ですか

「国、都道府県、市町村、会社、商店などが、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止する」ことです。

具体的にはどんなことが禁止されますか

正当な理由もなく

- ・受付の対応を拒否する
- ・本人を無視して、介助者や付き添いの人だけに話しかける
- ・学校の受験や入学を拒否する
- ・保護者や介助者が一緒にいないと店に入れない など

「合理的配慮の提供」とは何ですか

「障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重過ぎない範囲で対応すること」です。

具体的にはどんなことを配慮されますか

- ・声をかけ、手伝いの必要性を確かめてから対応します。
- ・お金を渡すときに、紙幣と貨幣に分けて種類ごとに直接手に渡します。
- ・入学試験において別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可します。
- ・障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に会場の座席位置を入り口付近にします。
- ・意思疎通のために絵や写真などを活用します